

Miyake newsletter

**犯収法における非対面取引の本人確認の厳格化（2027 年 4 月施行）
（公布・パブコメ反映版）**

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は「犯収法における非対面取引の本人確認の厳格化（2027 年 4 月施行）（公布された改正施行規則・パブコメ反映版）」をご案内させていただきます。本ニュースレターは、令和 7 年 6 月 24 日に公布された改正施行規則に基づき、令和 7 年 4 月 11 日、同年 5 月 1 日に公表したニュースレターをアップデートしたものです。

令和 7 年 7 月 1 日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之（執筆者）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

「改正犯収法施行規則における非対面取引の本人確認の厳格化」
(公布された改正施行規則・パブコメ反映版)

第 1. 施行規則の改正と改正の背景

1. 改正施行規則

2025 年（令和 7 年）6 月 24 日に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（令和 7 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号、以下「**改正施行規則**」といい、改正施行規則による改正後の規則を「**改正後施行規則**」という。なお、現行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」は「**規則**」という。）が公布された。

改正施行規則について、警察庁は、2025 年（令和 7 年）2 月 28 日、パブリックコメント¹を公表した（意見募集締切：2025 年 3 月 29 日、改正施行規則の公布の日と同日（2025 年 6 月 24 日）にパブリックコメント結果公表²）。

改正施行規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「**法**」又は「**犯収法**」という。）における非対面取引の本人確認方法に関して、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りの方法や公的個人認証の方法等に限定する改正内容であり、金融機関をはじめとする犯収法上の特定事業者の本人確認の実務に大きな影響を与えるものである。

改正後施行規則の施行期日は 2027 年（令和 9 年）4 月 1 日とされており、約 2 年間の猶予期間が設けられている。

2. 改正の背景

改正後規則の背景は、SNS 型特殊詐欺やロマンス詐欺など預貯金口座への振込みにより他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されているところ、このように不正に利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものであることによる。とりわけ、インターネット取引やモバイルアプリケーションを利用した非対面取引の普及により、顔写真付き本人確認書類の画像送信だけで口座開設が完了する「ホ方式」による確認手段が悪用されやすくなっていた。

2024 年（令和 6 年）6 月 18 日に政府・犯罪対策閣僚会議が公表した「国民を詐欺から守るための総合対策」³（同報告書 18～19 頁）においては以下の記載がなされている。

¹ 『「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について』（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=120250002>）

² 『「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果について』（以下「**パブコメ結果**」という。）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=120250002&Mode=1>）

³ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

携帯電話や電話転送サービスの契約時の本人確認において、本人確認書類の券面の偽変造による不正契約が相次いでいることから、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要な IC チップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

また、同年 6 月 28 日に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」（「金融庁レポート」）⁴においては、「偽造本人確認書類を用いた預貯金口座開設への対応」として「本人確認書類の偽造等に対し高い耐性を持つと考えられる本人確認方法としては、犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ヘ・ト・チに規定する本人確認書類の IC チップに記録された情報の送信を受ける方法のほか、同号ワに規定する公的個人認証サービスを利用する方法があり、今後、一層の利用拡大が期待される。」とされている。

本改正後施行規則においては、マイナンバーカードの公的個人認証を利用する方法だけでなく、IC チップ付きの本人確認書類（運転免許証等）の IC チップ情報の送信を受けるなど、なりすまし等のリスクが低い方法については、引き続き存置することとしている（パブコメ結果 1 (1)）。

3. 改正の主なポイント

- ① eKYC「ホ方式」（画像送信＋自撮り）廃止：非対面で最も普及していた方法であり、本人確認書類の画像と容貌の画像を送信することで確認を行う方式であったが、偽造やなりすましが容易であったため廃止される。
- ② eKYC「ヘ方式」（IC チップ情報＋容貌画像）継続：IC チップ読み取りと顔画像を組み合わせた方式で、セキュリティが高く改正後も継続可能とされる。
- ③ 郵送方式の厳格化：本人確認書類の「写し」ではなく「原本」の送付が求められ、転送不要郵便での送付も必須とされる。本人確認書類に現住所が記載されていない場合は、補完書類（公共料金領収書など）の「原本」の送付が必要になり、「写し」の送付は不可となる。
- ④ 法人顧客にも同様の厳格化：法人代表者や取引担当者についても、本人確認書類の写しではなく「原本」の送付が原則となり、「写し」の送付は不可となる。
- ⑤ 対面取引に関しては大きな変更はないものの、印鑑証明書の扱いについて一部制限が加わる。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/20240628.html>

- ⑥ 一部例外措置：国外転出者や住民基本台帳法の適用を受けない者に限り、本人確認書類の「写し」での対応も認められるケースがある。

第2. 改正の具体的な内容

1. 自然人（個人顧客）の本人確認方法

1. 「ホ方式」の廃止

「ホ方式」とは、オンラインで完結する本人確認方法（いわゆる eKYC）で最も普及している方法（規則6条1項1号ホ）であり、顧客等⁵又は代表者等⁶から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、「写真付き本人確認書類の画像」と「容貌の画像」を送信を受けることで確認を行われる方法であるが、偽造やなりすましが容易であるため廃止されることになる。

【「ホ方式」のイメージ】

[例]



(出所) 金融庁作成資料

金融機関によっては、外国人顧客からの申込みが一定割合を占めており、在留カード撮影+自撮りによる本人確認（ホ方式）が多くを占めているところもあり、「ホ方式」廃止の影響は大きい⁷。

⁵ 「顧客等」とは、顧客または信託の受益者のことをいう（法2条3項、令5条）。

⁶ 「代表者等」とは、現に特定取引の任に当たっている自然人をいう。個人顧客の場合は代理人を、法人顧客の場合は取引担当者をいい、当該法人顧客の代表者に限られない（法4条6項）。

⁷ 一般社団法人全国銀行協会「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見について」

(<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion370328.pdf>)
No.1 参照)

2. 「へ方式」の維持

「へ方式」とは、オンラインで完結する本人確認方法（いわゆる eKYC）のうち、顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び写真付き本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報の送信を受ける方法である。セキュリティが高く改正後も継続可能とされる（規則 6 条 1 項 1 号へ、改正後施行規則 6 条 1 項 1 号ホ）。

引き続き存置される「へ方式」においては、顧客等の容貌の画像情報の送信を受けることができるほか、顧客等に対して、法令の範囲内において追加で容貌の画像情報の送信を求めることを妨げられない（パブコメ結果 1(2)）。

【「へ方式」のイメージ】

[例]



（出所）金融庁作成資料

3. 「ト方式」（金融機関等への照会の方法）の一部廃止

現行規則では、非対面による本人確認の方法として、顧客等やその代表者等が、特定事業者が提供する専用のソフトウェアを使用して、以下①・②のいずれかの方法で本人確認書類の情報を送信することが認められている（規則 6 条 1 項 1 号ト(1)(2)）。

- ① 顔写真付きの本人確認書類（※マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど、一人につき一つだけ発行されるもの）をそのソフトウェアで撮影し、画像として送信する方法
- ② 同様の本人確認書類の IC チップに記録された情報をソフトウェアで読み取り、送信する方法

この本人確認方法では①又は②に加えて、下記(a)又は(b)の確認が必要となる。

- (a) 他の特定定事業者（銀行等の金融機関やクレジットカード会社）が預貯金契約や

- クレジットカード契約時に本人確認を行い、その記録を保存している場合、顧客が本人しか知り得ない情報（例：パスワードや秘密の質問の回答）を申告することで、記録に残っている顧客と同一人物であることを確認する方法（ト(1)方式）
- (b) 他の特定事業者（銀行等の金融機関）が顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、顧客等から預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法（ト(2)方式）

しかし、改正後施行規則では、このうち「本人確認書類の画像を送信する方法」（上記①）が廃止され、利用できなくなる（改正後施行規則6条1項1号へ(1)(2)）。

すなわち、今後は、本人確認書類の画像の送信による本人確認ではなく、より安全性の高い、ICチップ情報の送信に限定されることになる。

【「ト(1)方式」のイメージ】

[例]



（出所）金融庁作成資料

【「ト(2)方式」のイメージ】

[例]



（出所）金融庁作成資料

4. 転送不要郵便を用いた本人確認方法の厳格化

現行法では、以下の3つの方法で転送不要郵便を用いた本人確認が可能である（規則6条1項1号チ）。

- ① **本人確認書類の原本送付**：顧客又は代表者から本人確認書類の原本を受け取り、その書類に記載された住所宛に転送不要郵便で取引関係書類を送付する方法
- ② **ICチップ情報の送信**：本人確認書類に組み込まれたICチップの情報を顧客から受け取り、その情報に記録された住所宛に転送不要郵便で取引関係書類を送付する方法
- ③ **特定事業者のソフトウェアによる画像情報**：特定事業者のソフトウェアを用いて撮影された顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）の画像情報を受け取り、その情報に記録された住所宛に転送不要郵便で取引関係書類を送付する方法

改正後は、上記3つの方法から2つ（上記①・②のみ）に限定されることになる（改正後規則6条1項1号ト）。

なお、本人確認書類の原本送付を受ける方法（上記①）は、改正前と同様に本人確認書類の原本を受け取る方法であるが、対象となる書類が印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書に明確化される。

今回の規則の改正は、転送不要郵便による住所確認のプロセスは維持されるものの、利用可能な本人確認方法を絞り込むことで、より厳格な本人確認を求める方向へとシフトしたと言える。特に、手軽さが特徴であったeKYCの一部手法が排除されたことは、事業者にとって本人確認プロセスの見直しを迫る大きな変更点となる。

なお、今回の規則改正後も、「日本に住所がない者（住民基本台帳法の適用を受けない者）」又は「国外転出者」である顧客又はその代表者等については、特例が設けられる（改正後施行規則6条1項1号ワ）。この特例では、以下のいずれかの方法により本人確認書類の確認を行い、その後、本人確認書類に記載されている住居宛に取引関係文書を転送不要郵便で送付する方法が認められる。

- ① 本人確認書類の原本送付：当該顧客等の本人確認書類の原本の送付を受ける。
- ② 特定事業者ソフトウェアによる画像情報送信：特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、「本人確認用画像情報」の送信を受ける。

この特例は、国内在住者とは異なる事情を持つ対象者に対する配慮であり、eKYCの一部手法（画像情報送信）が引き続き認められる点が特徴である。

5. 本人確認書類の「写し」による確認方法の廃止

改正規則により、非対面取引における本人確認書類の写しによる確認方法が原則廃止される。これは、特殊詐欺やマネー・ローンダリングといった犯罪に、偽造された本人確認書類が利用される事例が増加していることへの対策である。

現行規則では、非対面での本人確認において、以下の2つの方法が認められている（規則第6条第1項第1号リ）。

これらの「写しによる本人確認方法」は、本人確認書類の写しの送付を受ける点で、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクがあるため、2027年4月1日以降、原則として廃止される。

- ① 顧客等又は代表者等から、本人確認書類の写し2通（現在の住所記載があるもの。顔写真の有無は問わない）の送付を受け、当該写しに記載された住所宛に、取引関係文書を転送不要の書留郵便等で送付する方法
- ② 顧客等又は代表者等から、本人確認書類の写し（顔写真の有無は問わない）と、現在の住所が記載された補完書類（本人確認書類に現住居の記載がない場合は、当該本人確認書類の写しと補完書類2通）の送付を受ける方法

本人確認書類の画像や写しを用いた確認方法では、偽造された書類による「なりすまし」のリスクが高いことが問題視されていた。この改正により、より厳格な本人確認方法が求められることになる。

ただし、「住民基本台帳法の適用を受けない者」及び「国外転出者」については、例外として、これまでとほぼ同じ方法（上記①・②）での本人確認が引き続き認められる（改正後施行規則6条1項1号カ（新設））。なお、今回の改正では、国外転出者等に限り、公共料金の領収書は「同居する者のものも可」と、柔軟な対応が認められている。

II. 法人顧客の本人確認方法

1. 本人確認書類の「原本」の送付の原則化

現行規則では、当該法人顧客の代表者等から、下記のいずれかの本人確認書類の「原本」又は「写し」の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の「原本」又は「写し」に記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法が認められている（規則6条1項3号二）。

しかし、改正後施行規則では、法人顧客の代表者等から本人確認書類の「写し」を送るだけでは認められなくなり、原則として「原本」の送付が必要になる（改正後施行規則6条1項3号二）。

ただし、当該法人顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合には、改正後も本人確認書類の「原本」又は「写し」の送付する方法が認められる。

- 登記事項証明書、印鑑登録証明書（規則7条2号イ）
- 上記のほか官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（規則7条2号ロ）
- 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所）の記載があるもの（規則7条4号）

2. 本人確認の特例：営業所で本人確認をする特例の厳格化

現行規則では、法人顧客が本店以外の「営業所」で取引する場合、以下のいずれかの方法で本人確認を行うことが認められている（規則6条3項）。

- ① 対面での取引の場合： 営業所の記載がある本人確認書類又は補完書類の「原本」を提示してもらう方法
- ② 非対面での取引の場合： 営業所の記載がある本人確認書類の「原本」又は「写し」、もしくは補完書類の「原本」又は「写し」を送付してもらう方法

改正後は、非対面取引においても、営業所の記載がある本人確認書類や補完書類は、「原本」の送付が必須となる（改正後施行規則6条3項）。これは、個人の本人確認書類と同様に、現住所（営業所）の確認をより厳格に行うためである。

III. 個人顧客・法人顧客共通の本人確認方法

1. 住居等が変わった場合の本人確認方法の厳格化

現行規則では、本人特定事項の確認を行う場合において、顧客等又は代表者等の現在の住居もしくは法人の本店もしくは主たる事務所の所在地が本人確認書類と異なる場合又は顧客等又は代表者等の住居もしくは法人の本店もしくは主たる事務所の所在地の記載がな

いときは、追加で「他の本人確認書類」や「補完書類」⁸を提出してもらう必要がある（規則6条2項）。

具体的には、対面取引については、「他の本人確認書類」や「補完書類」の「原本」の提示を受け、②非対面取引については、「他の本人確認書類」又は「補完書類」の「原本」又は「写し」の送付を受け、現在の住居等を確認する必要がある。

改正後施行規則により、非対面取引の場合、「他の本人確認書類」又は「補完書類」の写しの送付を受ける場合については、偽変造等によるなりすまし等のリスクが高いと考えられることから、「原本」の送付のみ認められることになり、「他の本人確認書類」又は「補完書類」の「写し」の送付は認められなくなる（改正後規則6条2項）。

ただし、①「日本に住民票がない方（住民基本台帳法の適用を受けない者）」及び「国外転出者」である個人顧客の本人特定事項を確認する場合、又は、②外国に本店・主たる事務所を有する法人顧客の本人確認を行う場合には、「他の本人確認書類」又は「補完書類」の「写し」による確認方法が認められる⁹。

2. 訪問時における確認方法の拡充

現行規則においては、特定事業者の担当者が顧客の元へ出向き、その場で個人顧客や法人顧客の代表者等に取り関係書類を交付する方法（規則6条4項）が認められている。

改正後は、この「訪問による本人確認」において、以下の方法でも顧客の住所や本店、営業所などを確認できるようになる（改正後規則6条4項）。

- ① 補完書類やその写しに住所が記載されている場合：電気やガスなどの公共料金の領収書や、納税証明書など、現住所が確認できる書類の原本や写しでも、訪問先が正しいことを確認できるようになる。
- ② 本人確認書類のICチップに住所が記録されている場合：個人番号カードのように、ICチップに住所情報が記録されている本人確認書類であれば、その情報を読み取ることで訪問先を確認できるようになる。

IV. 代表者等の本人特定事項の確認方法

1. 法人顧客の代表者等の本人特定事項の確認の特例の適用範囲の縮小

⁸ 公共料金の支払事実が確認できることにより居住実態が確実に裏付けられる公共料金の領収証書については補完書類として認めているところ、公共料金の請求書については、居住実態が確実に裏付けられる書類とは言えないことから、これを補完書類として認めることは困難である。他方、公共料金の「支払証明書」については、その内容が必ずしも明らかではないが、公共料金の支払事実が確認できることにより居住実態が確実に裏付けられるのであれば、事実上の領収証書として、補完書類として取り扱っても差し支えない（パブコメ結果1(4)）。

⁹ 外国の民間企業が発行する公共料金の領収証書については、その発行主体が日本国政府の承認した外国政府等ではないことから、特定事業者がその真正性を確実に判断することは困難であると考えられ、これを補完書類として認めることは困難であるとされている（パブコメ結果1(4)）。

現行規則 12 条 2 項においては、金融機関等の特定事業者が法人顧客との取引を行うに際し、当該法人顧客の代表者等の本人確認を特例的に実施することが許容されている（規則 12 条 2 項）。

具体的には、特定事業者は、当該代表者等より本人確認書類の「写し」（現在の住居の記載がない場合は、補完書類の「写し」を添付）の送付を受け、当該本人確認書類又は補完書類に記載された現住居宛に、取引関係文書を転送不要の書留郵便等で送付することにより、法人顧客の本人特定事項の確認を完了することが可能である。

この確認方法は、規則第 6 条 1 項 1 号リ（上記 I. 5 参照）に規定されていた「本人確認書類 2 通の写し（又は、住所記載のない本人確認書類の写しと 2 通の補完書類の写し）＋転送不要郵便等による送付」を要する方法と比較して、緩やかな要件となっていた。しかしながら、規則 6 条 1 項 1 号リの廃止と同様に、本規則 12 条 2 項に定める確認方法も、原則として廃止される。

改正後施行規則 12 条 2 項は、その適用対象について、当該法人顧客の代表者等が「住民基本台帳法の適用を受けない者」又は「国外転出者」である場合に限定されることになる¹⁰。

これにより、国内に本店又は主たる事務所を有する法人顧客については、当該法人顧客の代表者等が「住民基本台帳法の適用を受けない者」又は「国外転出者」である場合でない限り、本特例規定は適用されなくなる。

2. 直接代表者等の下へ赴いて取引関係文書を交付する方法

規則 12 条 4 項は、代表者等の本人特定事項の確認の方法の特例として、取引関係文書を送付することに代えて直接代表者等の下へ赴いて取引関係文書を交付する方法を定めている。

改正により、代表者等の「本人確認書類もしくはその写し」に記載されている代表者等の住居に追加して、「補完書類もしくはその写し」および「当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている代表者等の住居」が追加される。

¹⁰ パブリックコメント案では、その適用対象が①外国に本店又は主たる事務所を有する法人顧客であること、②当該法人顧客の代表者等が「住民基本台帳法の適用を受けない者」又は「国外転出者」であること以下の双方の要件を満たす場合に限定されることとされていたが、外国法人が日本に法人を設立した上で特定事業者と取引を行う際についても、当該法人の代表者等が非居住外国人等である場合があることから、国内法人・外国法人問わず、法人の代表者等が非居住外国人等であれば、同項の適用を認めて欲しいとの意見を踏まえて、外国法人が日本に法人を設立した上で特定事業者と取引を行う際についても、当該法人の代表者等が非居住外国人等である場合があることから、国内法人・外国法人問わず、法人の代表者等が非居住外国人等であれば、同項の適用を認めるよう修正された（パブコメ結果 1(5)）。

V. 厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）時の本人確認方法の厳格化

1. 厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）とは

犯収法では、以下の取引が厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）とされている（法4条2項、令12条）。

- ① なりすましや偽りの疑いがある取引：過去の取引時確認で、本人になりすましている疑いがある場合や、虚偽の情報を提供していた疑いがある顧客との取引。
- ② 特定の国・地域との取引：マネー・ローンダリング対策が不十分とされている国や地域（現在、イラン・北朝鮮が指定）に居住している、又は所在地がある顧客との特定取引。
- ③ 外国 PEPs（政治的影響力のある公人）との取引：外国の政府や公的な機関で重要な地位にある方（又はその家族）との取引。

2. 本人確認方法の厳格化

改正施行規則による変更点は、非対面取引における追加の本人確認書類の「原本」提示・送付の義務化である。

現行の確認方法は、厳格な取引時確認（ハイリスク取引）を行う場合、以下の2つの方法で本人確認を行っている（規則14条1項）。

- ① 通常の本人確認：通常の特定期取引と同じ方法で、顧客本人や、法人の代表者などの本人情報を確認する。
- ② 追加の本人確認：①で使った本人確認書類とは別の書類で、さらに確認をする。この追加確認では、本人確認書類や補完書類の「原本」の提示・送付に加え、「写し」での送付も認められている。また、電子署名を使う場合も、本人確認書類の原本又は写しの送付が認められている。

改正後も、上記①の「通常の本人確認」は変わらない。しかし、②の「追加の本人確認」において、以下の点が変更になる（改正後施行規則14条1項）。

非対面取引の場合、追加の本人確認書類は「原本」に限定される。これまでは「写し」でも可能であったが、改正後は原則として「原本」の提示又は送付が必要になる。

ただし、(i) 住民基本台帳法の適用を受けない者、又は国外転居者やその代表者等、(ii) 外国に本店又は主たる事務所のある法人については、引き続き追加の本人確認書類の「写し」での送付が認められる。

このように、今回の改正により、ハイリスク取引における本人確認がより厳格になり、特に非対面での取引においては、本人確認書類の原本での確認が原則となる。

VI. 対面取引について

政府の「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、『対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。』と提言されていたが、対面取引の本人確認方法は原則と

して変更はない。

ただし、印鑑証明書を使った本人確認の方法が厳格化する。

これまで、印鑑証明書は以下の２種類に分けられていた（規則７条１項１号二、ハ）。

- ✓ 特定取引に使う印鑑の印鑑証明書（質が高いとされていたもの）
- ✓ それ以外の印鑑証明書

これまで、「特定取引に使う印鑑の印鑑証明書」の場合、本人確認書類の提示に加えて、以下のいずれかの方法で二次的確認が認められていた（規則６条１項１号ロ、ハ、ニ）。

- ① 取引関係文書を本人の住居に転送不要郵便で送付する方法
- ② 別の本人確認書類や補完書類の「原本」を提示してもらう方法
- ③ 別の本人確認書類や補完書類の「原本」又は「写し」を送付してもらう方法

しかし、今回の改正によって、印鑑証明書の種類に関わらず、本人確認の際の二次的確認方法は、「本人確認書類に記載されている住居に、取引関係文書を転送不要の書留郵便等で送付する」という方法（改正後規則６条１項１号ロ）しか認められなくなる。

これまでは、「特定取引に使う印鑑の印鑑証明書」は、口座開設などで実際に使う印鑑とセットで提示されるため、本人であることの信頼性が高いとされていた。そのため、二次確認の方法も複数認められている。

しかし、改正規則により、印鑑証明書の種類による区別がなくなり、すべて「印鑑証明書以外の印鑑証明書」と同じ扱いになる。すなわち、印鑑証明書を使った本人確認の際の信頼性を担保する方法が限定され、より確実な方法（転送不要郵便での書類送付）に統一されることになる。

第3. 実務上の影響と金融機関に求められる対応

改正後規則では、特定事業者、特に金融機関において、本人確認書類の真偽を見極める体制の再構築をする必要がある。

eKYC 対応のため、IC チップ読取機器の導入や、マイナンバーカード対応ソフトウェアの整備が必要であり、従業員の研修や委託先管理も含めた包括的な体制強化が求められる。

また、「ホ方式」廃止により、外国人顧客について、在留カード+自撮りによる確認が使えなくなるため、代替の方法を模索する必要がある。

郵送による本人確認も厳格化されたことで、書類回収体制において、「原本」を受け取る郵送体制（書留・転送不要）を確立する必要もあるだろう。

第4. スマートフォンを用いた本人確認のデジタル化と利便性向上

上記の改正施行規則（令和7年内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第3号）と同日（2025年（令和7年）6月24日）に公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（令和7年内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第2号）による改正が、公布の日から施行された。

同施行規則改正は、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」）2条8項に規定する「カード代替電磁的記録」をいう。）を構成する電磁的記録のうち、顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信等による本人確認方法を新設するものである。

これにより、スマートフォンに搭載された「特定電磁的記録」を利用して、特定事業者が顧客の本人特定事項（氏名、生年月日、住居、顔写真）を確認できるようになる（規則6条、12条関連）。

顧客は、氏名、住居、生年月日、顔写真の電磁的記録の送信を求められ、送信用プログラムを用いてこれらの情報を送信する。特定事業者は、確認用プログラムを使って送信された情報が顧客本人であることを確認する。この方法は、顔写真付きの個人番号カードを交付されている者に限られる。

厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）（上記第2. V 参照）における本人確認において、上記の新確認方法を用いる場合には、本人確認書類の「原本」の提示又は本人確認書類の「原本」又は「写し」の送付による方法（規則14条1項2号ロ）も併せて行う必要がある（規則19条、20条関連）。

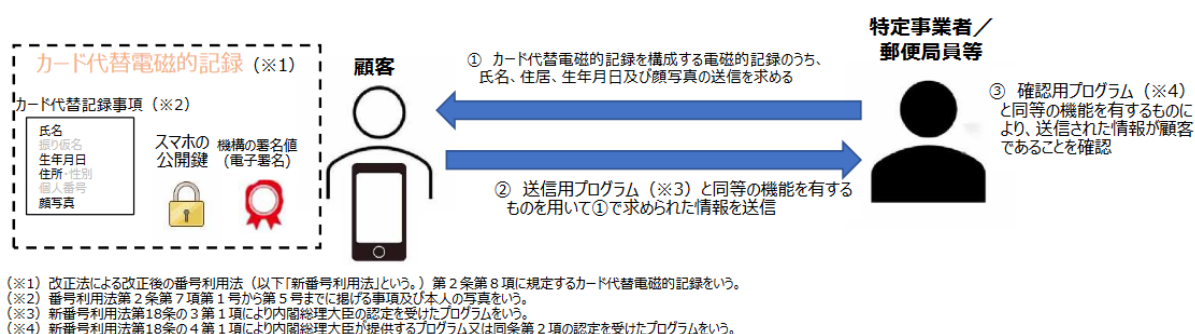
新しい本人確認方法の導入に伴い、確認記録の作成方法が改正され、特定電磁的記録に含まれる情報やその写しを、確認記録に添付する方法が新たに規定される。また、確認記録の記録事項として、カード代替電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付が新たに追加

される。

従前は、個人番号カードの機能の一部である「スマホ用電子証明書搭載サービス」は、Android 端末で既に利用可能であり、「カード代替電磁的記録」については、Android 端末で既に稼働中であるとされていた。

一方、（施行規則の改正と同日の）2025 年 6 月 24 日、Apple 社の iPhone についても、「カード代替電磁的記録」の搭載について、日本で Apple Wallet でマイナンバーカードを利用できるようになった。

本施行規則の改正により、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで本人確認ができるようになり、利便性が向上すると期待されている。



（出所）警察庁作成資料